

改正

令和4年3月31日告示第56号

令和5年6月6日告示第81号

令和6年3月12日告示第38号

山ノ内町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、当町における婚姻数の増加と少子化対策を推進することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に住居費、リフォーム費用及び引越費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居費 対象期間に結婚を機に新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、公益費及び仲介手数料をいう。ただし、公的制度による物件の購入費に対する補助又は賃料に対する補助を受けている場合にあつてはその補助の全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する額を除く。
- (3) リフォーム費用 対象期間に結婚を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用をいう。
- (4) 引越費用 対象期間内に引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 新婚世帯の所得（申請の時点で発行されている直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額をいう。）が500万円未満（貸与型奨学金を返済している場合は、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満）であること。
- (3) 対象となる住居が町内にあり、かつ、申請時に夫婦の双方が当該住居の所在地に住民登録をしていること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条の規定による住宅扶助を受けていないこと。
- (5) 過去に夫婦のいずれもがこの制度に基づく補助金の交付（他の市町村を含む。）を受けたことがないこと。ただし、この要綱による補助金の交付を受けた夫婦であつて、補助金の交付を受けた年度内に、補助限度額から既に交付を受けた額を差し引いた額の範囲内で補助を受ける場合は、この限りでない。
- (6) 夫婦ともに町税等に滞納がないこと。
- (7) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び配偶者が暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は山ノ内町暴力団排除条例（平成24年山ノ内町条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

- 2 前項に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯であつて、第4条第1項に定められた補助上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金が達しなかつた世帯。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費、リフォーム費用及び引越費用を合わせた額を対象とし、一世帯あたり30万円を限度とする。ただし、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円を限度とする。

- 2 第3条第2項に定める世帯の補助金は、住居費、リフォーム費用及び引越費用の合計額とし、上限額から前年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。
- 3 前各項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 申請者は、山ノ内町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
 - (2) 夫婦の所得証明書
 - (3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
 - (4) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
 - (5) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
 - (6) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
 - (7) 物件のリフォーム契約書及び領収書の写し（リフォーム費用の場合）
 - (8) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、当町が保有する公簿により確認できるものについては、申請者及び配偶者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。
 - 3 第1項に規定する申請書の提出は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、速やかに当該申請に係る内容を審査しその可否を決定し、山ノ内町結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、山ノ内町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定による請求書の提出があつたときは、30日以内に交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、山ノ内町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
(補助金の返還)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(次年度の交付に係る資格認定)

第11条 第5条の規定にかかわらず、次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であつて、第2条に定める補助対象期間内に交付の申請を行うことが困難なものは、山ノ内町結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書
- (3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(貸与型奨学金を返済している場合)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに当該申請に係る内容を審査しその可否を決定し、山ノ内町結婚新生活支援事業補助金資格認定(不認定)通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第56号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月6日告示第81号)

この告示は、令和5年6月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月12日告示第38号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。